

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた催物（イベント等）の開催及び公共施設の
利用における設楽町の指針

令和3年11月22日 変更

設楽町新型コロナウイルス感染症対策本部 決定

基本方針

- 1 適切な感染防止対策が実施されていることを前提に開催すること。
- 2 催物（イベント等）そのものがリスクの低い場で行われたとしても、参加者は、自覚を持って、感染防止対策を自ら徹底すること。
- 3 施設等の営業時間短縮等の要請等は、原則求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、開催時間を制限する要請を行う場合もあること。
- 4 「大声あり」の場合は、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けることとし、「大声なし」の場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- 5 大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等による愛知県への事前相談は行わなくてよい。

催物（イベント等）開催制限の目安

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント（注1）	100%（注2）	収容定員まで	なし
その他のイベント（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方	

（注1）5,000人超かつ収容率収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長通知「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（以下「国通知」という。）に基づき運用。

（注2）感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

（注3）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。国通知内「チェックリスト」により、感染防止策への対応状況を確認し、チェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保険すること。

適切な感染防止対策

対策名	内容
会場の予防対策	① 室内換気の徹底 ② 手洗、手指・施設消毒の徹底 ③ 利用者・参加者の連絡先の把握
飛沫感染の予防対策	① 適切なマスクの正しい着用 ② 大声を出さないことの徹底
利用者・参加者の予防対策	① 飲食時における感染防止対策の徹底 ② 帰宅後の手洗・洗顔・着替え ③ 発熱や感冒症状があった場合の参加自粛